

<h1>静岡市報</h1>	No. 176
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 8
- 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・ 14

**規 則**

- 静岡市定年退職者等の再任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 16
- 静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 19

**告 示**

- 地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示の一部改正・・ 22

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第59号）  
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の2歳までの子の育児休業について、所要の改正をすることとした。
- 
- ◇ 静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第60号）  
わらしな学園の民営化により、公の施設を廃止するため、所要の改正をすることとした。
- 
- ◇ 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第61号）  
わらしなロッジの民営化により、公の施設を廃止するため、所要の改正をすることとした。
- 
- ◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第62号）  
草薙駅前西自転車等駐車場において、駐車場に学生料金を設定等するため、所要の改正をすることとした。
- 
- ◇ 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第63号）  
新消防庁舎の運用開始に伴い、施設の名称及び位置を変更するため、所要の改正をすることとした。
-

# 条 例

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第59号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第60号

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

静岡市知的障害者福祉施設条例(平成15年静岡市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名称	位置
静岡市わらしな学園	静岡市葵区飯間2263番地

を

」

「

名称	位置

に

」

改める。

第3条第1項の表中

「

静岡市わらしな学園	支援法第5条第8項に規定する短期入所のうち知的障害者を対象に行うもの(以下「知的障害者短期入所事業」という。)	4人
	支援法第77条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として市内に住所を有する知的障害者を対象に日中において行う一時的な見守りその他の支援(以下「知的障害者日中一時支援事業」という。)	
	支援法第5条第15項に規定する共同生活援助のうち知的障害者を対象に行うもの(以下「知的障害者共同生活援助事業」という。)	7人

を

	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	80人
	支援法第5条第10項に規定する施設入所支援のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者施設入所支援事業」という。）	
静岡市清水うなばら学園	知的障害者生活介護事業	60人

「

静岡市清水うなばら学園	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	60人
-------------	---	-----

に

改める。

第4条中「のうち静岡市清水うなばら学園及び静岡市清水うしおワーク（以下「静岡市清水うなばら学園等」という。）」及び「のうち静岡市清水うなばら学園等の管理を行うもの」を削る。

第5条中「福祉施設のうち静岡市清水うなばら学園等」を「福祉施設」に改め、「のうち静岡市清水うなばら学園等の管理を行うもの」を削る。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを削る。

第7条第1項中「静岡市わらしな学園、静岡市清水うなばら学園又は静岡市清水うしおワーク」を「福祉施設」に改め、同条第2項中「前条第1項第1号から第5号までの事業によるサービスに係るものにあつては」及び「とし、前条第1項第6号の事業によるサービスに係るものにあつては知的障害者短期入所事業のサービスに係る利用料金の額との均衡を考慮して規則で定める額」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの静岡市わらしな学園におけるサービスの利用に係る料金については、なお従前の例による。

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第61号

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例（平成15年静岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市桜の園城北館	静岡市葵区北安東四丁目32番34号
静岡市わらしなロッジ	静岡市葵区飯間2263番地

を

」

「

静岡市桜の園城北館	静岡市葵区北安東四丁目32番34号
-----------	-------------------

に

」

改める。

第3条第1項の表中

「

静岡市わらしなロッジ	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	20人
静岡市清水なぎさホーム	身体障害者生活介護事業及び知的障害者生活介護事業	20人

を

」

「

静岡市清水なぎさホーム	身体障害者生活介護事業及び支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」と	20人
-------------	--	-----

に



	いう。)	
--	------	--

改める。

第5条の表中「、静岡市桜の園城北館及び静岡市わらしなロッジ」を「及び静岡市桜の園城北館」に改める。

第6条第1項第2号を削り、同項第3号中「療育手帳」を「療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳」に改め、同号を同項第2号とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までの静岡市わらしなロッジにおけるサービスの利用に係る料金については、なお従前の例による。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第62号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第7条第2項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項中「第20条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条第2項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「第20条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条を第10条とし、第12条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1中

「

静岡市清水桜橋自転車等駐車場	静岡市清水区入江岡町914番地の2	自転車 原動機付自転車（総排気量が0.05リットル以下のものに限る。別表第3の2の表において同じ。）
----------------	-------------------	---

を

」

「

静岡市清水桜橋自転車等駐車場	静岡市清水区入江岡町914番地の2	自転車 原動機付自転車（総排気量が0.05リットル以下のものに限る。）
----------------	-------------------	--

に、

」

「

静岡市清水狐ヶ崎自転車等 駐車場	静岡市清水区北脇官有無番 地	自転車 原動機付自転車（総排 気量が0.05リットル以 下のものに限る。別表 第3の2の表において 同じ。）
静岡市草薙駅前東自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙1932番地 の3	
静岡市草薙駅前西自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3 番20号	

を

」

「

静岡市清水狐ヶ崎自転車等 駐車場	静岡市清水区北脇官有無番 地	自転車 原動機付自転車（総排 気量が0.05リットル以 下のものに限る。）
静岡市草薙駅前東自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙1932番地 の3	
静岡市草薙駅前西自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3 番20号	

に

」

改める。

別表第3中「第6条、第7条、第11条、第20条関係」を「第6条、第7条、第10条、第19条関係」に改め、別表第3の1静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第1自転車駐車場、静岡市黒金町西第2自転車等駐車場、静岡市黒金町東第1自転車等駐車場、静岡市黒金町東第2自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金の表中備考以外の部分を次のように改める。

- 1 静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第1自転車駐車場、静岡市黒金町西第2自転車等駐車場、静岡市黒金町東第1自転車等駐車場、静岡市黒金町東第2自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金

駐車対象車 両の区分	利用の方法	利用期間	駐車料金		
			一般	学生	屋根のない 施設（静岡市 草薙駅前西 自転車等駐 車場に 限る。）
自転車	定期利用	1箇月	2,030円	1,010円	1,010円
		3箇月	5,500円	2,750円	2,750円
		6箇月	9,780円	4,890円	4,890円
		1年	17,120円	8,560円	8,560円
	一時利用	1回（1日）	100円	100円	50円
原動機付自 転車	定期利用	1箇月	3,050円	1,520円	1,520円
		3箇月	8,250円	4,120円	4,120円
		6箇月	14,680円	7,340円	7,340円
		1年	25,690円	12,840円	12,840円
	一時利用	1回（1日）	150円	150円	70円
自動2輪車	一時利用	1回（1日）	200円	200円	

別表第3の2静岡市草薙駅前西自転車等駐車場の駐車料金の表を削り、別表第3の3静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額の表を別表第3の2静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額の表とする。

別表第4を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の静岡市自転車等駐車場条例第8条及び別表第4の規定に基づき、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に駐車料金を納付した回数駐車券を有する者は、施行日以後に当該回数駐車券を使用して静岡市草薙駅前西自転車等駐車場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 この条例による改正後の静岡市自転車等駐車場条例別表第3に基づく静岡市草薙駅前西自転車等駐車場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う駐車料金の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第63号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表静岡市清水消防署の項中「静岡市湾岸消防署」を「静岡市港北消防署」に改め、同表静岡市湾岸消防署の項中「静岡市湾岸消防署」を「静岡市港北消防署」に、「静岡市清水区横砂408番地の13」を「静岡市清水区庵原町592番地の8」に改める。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

# 規 則

静岡市規則第66号

静岡市定年退職者等の再任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年12月4日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市定年退職者等の再任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市定年退職者等の再任用に関する規則(平成15年静岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。



【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第67号

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年12月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項」を「第6条の4第1号」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者として」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」に改め、「者に限る。）」の次に「若しくは同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（条例第2条の4第2号の市規則で定める場合）

第2条の3 前条の規定は、条例第2条の4第2号の市規則で定める場合について準用する。

この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

様式第1号中「又は非常勤職員の1歳6箇月」を「、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳」に改め、同様式（注）1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、同（注）2中「非常勤職員の」を削り、「をいう」を「をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）」に改め、同（注）5中「又は1歳6箇月までの子の育児休業」を「（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）」を削る。

様式第4号（注）1及び様式第5号（注）1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

## 静岡市告示第816号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
-------------------------	-----------------------

を

」

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	スルガカード株式会社

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。